

令和二年九月二日 開会
令和二年九月魚津市議会定例会提出議案

市長提案理由説明要旨

本日ここに、令和二年九月魚津市議会定例会が開催されるにあたり、提案致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、五月十四日に緊急事態宣言が解除されてからも、市内のイベント等の中止又は延期に加え、食事提供施設、宿泊施設等の市内事業所については依然、営業規模の縮小を余儀なくされておりましたが、市民生活は徐々に落ち着きを取り戻しつつありました。

しかしながら去る八月五日、本市において新型コロナウイルスの感染者が三名確認されました。七日に三名、八日には四名、九日にはさらに二名と立て続けに感染が確認され、市内のカラオケを伴う飲食店の関連感染者が五人以上となったことから、クラスター発生と県は認定しました。これまで市民の皆様のご協力により感染の確認がなかっただけに立て続けに感染が確認されたこと、クラスター発生と認定されたことに非常に危機感を持ちました。

本市は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き市内の感染状況について情報共有に努めるとともに、八月九日には緊急記者会見を行い「慎重な行動・感染防止対策の徹底」、「公民館などに集合して行うイベントの自粛」、「飲食業組合、商工会議所などの市内関係団体に対して、感染防止対策の強化徹底」などの注意喚起、さらに市民の皆様をお願いするだけでなく「市内事業所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の取組に対する補助拡充」も併せて行いました。

その後も市内の感染拡大は続き、八月十日にはさらに市内スナックの関係者二名の感染が確認され、そのスナックに不特定多数の利用者がいることから、公表された店舗の利用者は、厚生センターに相談するよう市ホームページや緊急情報配信サービス等を活用し呼びかけを行いました。また、ケーブルテレビの「まちかど魚津」で感染拡大防止に向けた呼びかけの放映を始めました。

しかしながら八月十二日には四名、翌十三日には一名の感染が確認され、スナック関連感染者が五人以上となり、本市で第二のクラスター発生と県が認定しました。さらに十四日には、市職員一名の感染が確認されました。当該職員の担当業務は窓口業務など市民の皆様と接する業務ではなく、県の調査においても職場の同僚に濃厚接触者がいないとされていることや、当該職員の家族の感染が確認された八月六日の早い時期から、濃厚接触者として自宅待機の対応をとって

たことから、市民の皆様へ感染リスクが広がるケースではないと判断し、具体的な職場は公表しておりません。もし窓口業務など市民の皆様と接する機会のある職員が感染した場合は、躊躇なく市民の皆様へ情報公開してまいります。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染するリスクがあります。どうか感染者やその周囲の方々への配慮をいただきますようお願い申し上げます。

今後、職員一人ひとりが、「感染しない」「感染させない」ための意識ある行動を徹底し、感染症の拡大防止に最善を尽くしてまいります。また、市民の皆様の真に必要な情報は、今後もしっかりと公開、発信してまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、今般、九月定例会に提案致しております第五弾となる新型コロナウイルス感染症対策の取組についてご説明致します。今回の対策は、市民生活への支援や事業者支援をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が主なものです。

「生活・事業者支援」としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引いていることから、市民や市内事業者の経済的な負担の軽減を図るため、上水道・簡易水道料金の基本料金相当を減免します（一般家庭では四か月間で概ね四千五百円程度減免）。

また、デジタル教科書を活用する授業や、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校時にオンライン授業を行えるよう小中学校のICT環境整備を進めます。

「感染症対策」としましては、七月三十日の臨時会で承認いただいた飲食店等への感染拡大防止対策補助金について、補助率を引き上げるとともに、飛沫感染拡大防止策に係る経費の助成を拡充致します。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者と一般の患者の接触を最小限にするため、富山労災病院が実施する敷地内における外来用簡易診察室の設置に対し支援することで、市としても安全な医療体制の確保に努めてまいります。

さらに、子育て世代の不安及び経済負担軽減と医療現場の負担軽減を図るため、市内在住の中学生のインフルエンザ予防接種料への助成を行います。高齢世代には、新しい生活様式を取り入れた介護予防を実施するため、コロナウイルスへの理解を深め、外出の機会の減少による二次的健康被害を防ぐことを目的に、感染症予防の普及啓発を行います。

「新しい生活様式」としましては、避難所等における公衆無線LANのアク

セスポイントが現在、一施設一ポイントと少ないことから、増設することで避難時の人の密集を避け、避難所の利便性の向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの感染リスクを回避するウイズコロナ・アフターコロナの時代に対応した、新しい図書館を目指し、来館せずにもいつでもどこでもネット上で検索・貸出・返却できる「電子図書館」の仕組みを導入致します。

今後も市民生活や民間の事業運営の状況を把握しながら、必要な対策について検討し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、引き続き最善を尽くしてまいります。市政全般にわたり、市民の皆様や議員各位のご支援とご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出致しました案件について、ご説明申し上げます。

議案第四十六号 令和二年度魚津市一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に四億九千五百五十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、二百二十一億九千七十万一千円と致したいのであります。

今回補正する主なものは、上水道基本料金等の減免にかかる繰出金をはじめ、飲食店等を対象とする感染症拡大防止対策補助金の拡充や、避難所等における公衆無線LAN整備事業といった、新型コロナウイルス感染症対策として取り組むべきもののほか、公共施設整備基金への積立や生活保護制度の改正に伴うシステム改修業務など、必要欠くことのできないものに限定し、計上致しました。

これらの財源として、地方交付税、国庫支出金、財産収入、寄付金、繰入金及び市債を充当致しております。

議案第四十七号 令和二年度魚津市国民健康保険事業特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に二百七十七万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十九億八千五百七十四万八千円と致したいのであります。

特定健診未受診者対策や、令和二年度の税制改正に伴うシステム改修業務として二百七十七万六千円を計上し、財源として県支出金及び繰入金を充当致しております。

議案第四十八号 令和二年度魚津市介護保険事業特別会計補正予算は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に六千二百八十四万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五十億八千六百八十四万六千円と致したいのであります。

今回補正する主なものは、介護給付費準備基金への積立や国県支出金等返納金のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者健康情報管理事業や地

域包括支援センターオンライン面談事業などを計上致しました。

これらの財源として、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金を充当致しております。

議案第四十九号 令和二年度魚津市水族館事業特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に二百万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二億四百八十八万四千円と致したいのであります。

防犯カメラの設置に係る経費として二百万円を計上し、財源として繰入金を充当致しております。

議案第五十号 令和二年度魚津市水道事業会計補正予算は、収益的収入において営業収益を七千二百六十七万一千円減額し、営業外収益を七千三百九万五千円増額し、収益的支出において営業費用を四十二万四千円増額することで、収益的収入の総額を七億一千八百四十万五千円とし、収益的支出の総額を六億六千九百一十一万六千円と致したいのであります。

今回の補正は、水道料金等の減免を実施することに伴い、当初予算額の範囲内で収益的収入額の水道料金収入を減額し、料金計算システムの改修費を加えて一般会計からの補助金を増額するものであります。

議案第五十一号 令和二年度魚津市下水道事業会計補正予算は、収益的収入において営業収益を千二十八万円減額し、営業外収益を千二十八万円増額することで、一般会計からの補助金予定額を七千九百九十二万三千円と致したいのであります。

今回の補正は、下水道使用料の減免を実施することに伴い、当初予算額の範囲内で収益的収入額の使用料収入を減額し、一般会計からの補助金を増額するものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例関係の議案と致しましては、**議案第五十二号から第五十八号まで** 魚津市税条例の一部を改正する条例などについて制定を二件、魚津市基金条例や魚津市手数料条例などについて、一部改正を五件提案致しております。

条例以外の議案と致しましては、

議案第五十九号 財産の処分については、吉島市営住宅跡地売却に関して、予定価格が二千万円以上かつ地積が五千平方メートル以上でありますので、地方

自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第六十号 G I G Aスクール対応タブレット端末機器導入業務の契約については、契約額が二千万円以上であるので、地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、本議案につきましては、去る八月五日付けで売買仮契約を締結しており、早急に本契約を締結し、タブレット端末機器導入を図りたいことから、本日ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

そのほか**議案第六十一号** 水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に関するもの、**議案第六十二号** 下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に関するものについて二件提案致しております。

報告案件と致しましては、

報告第四号 令和元年度魚津市継続費精算報告書についてであります。これは、住吉・上中島・松倉統合小学校校舎新築事業が完了しましたので、地方自治法施行令第百四十五条第二項の規定により、議会に報告するものであります。そのほか、**報告第五号から第八号まで** 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して報告するとともに、一般財団法人魚津市施設管理公社の経営状況に関する説明書、専決処分などについて五件報告致しております。

認定案件と致しましては、**認定第一号から第七号まで** 一般会計歳入歳出決算及び特別会計四会計の歳入歳出決算、並びに水道事業、下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

以上、本日提出致しました案件の説明と致します。

何卒、慎重ご審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。